

玉野市公告第 32 号

公 告

玉野市道路及び普通河川等管理条例（昭和 48 年条例第 51 号）第 3 条第 2 号に違反して河川区域内に放置している船舶等（以下、対象物という）の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同条例第 12 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

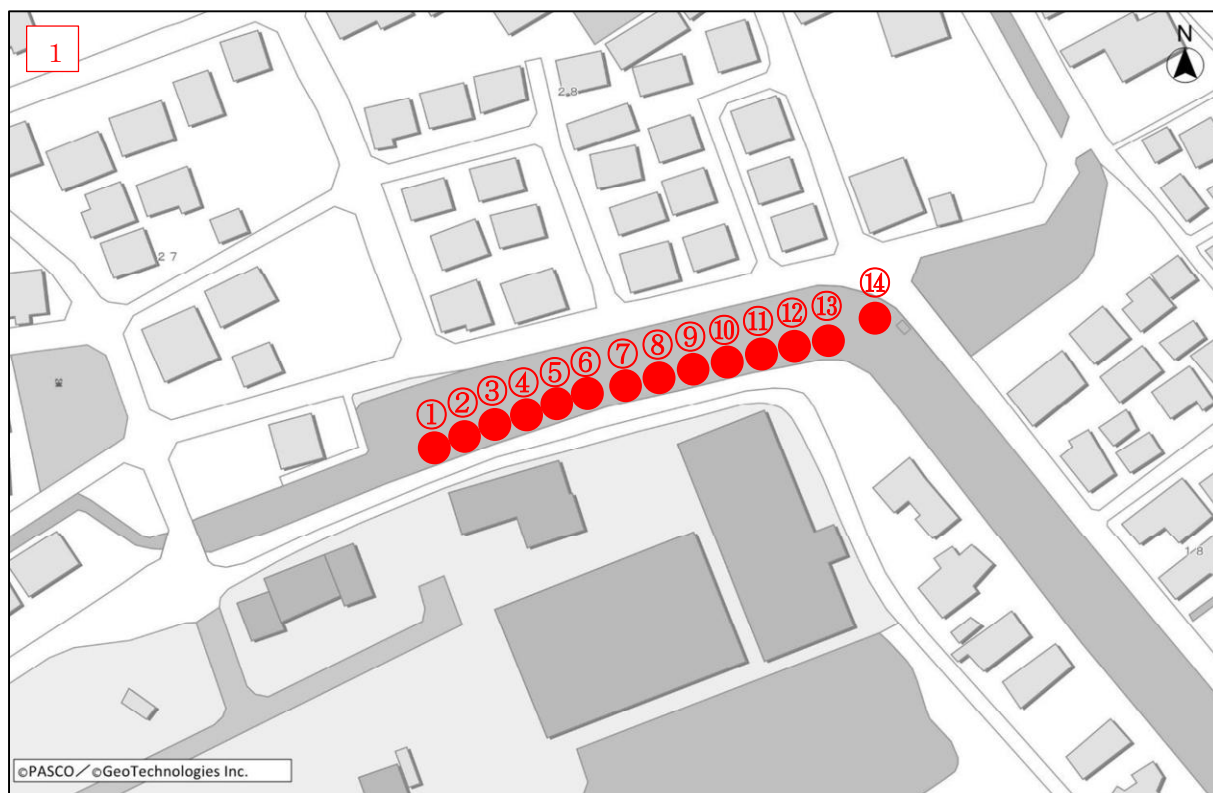
令和 8 年 7 月 28 日

玉野市長 柴田 義朗

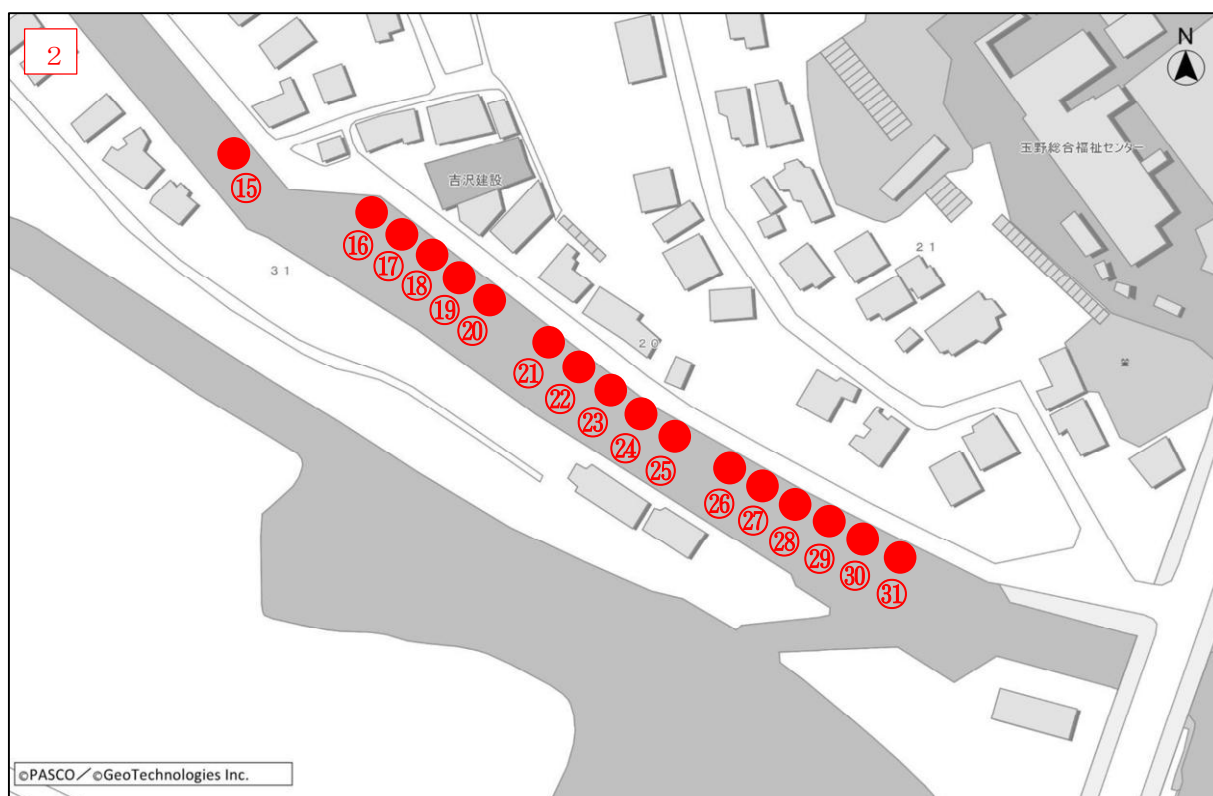
- 1 次の表に掲げる対象物の所有者又は賃貸借その他により当該対象物を使用する権利を取得した者は、令和 8 年 8 月 31 日までに当該対象物を河川区域内から撤去すること。

図面番号	対象物	番号等	所 在 地
1	①	271-11316	玉野市田井三丁目地内（潮入川北部）
	②	不明	
	③	不明	
	④	不明	
	⑤	不明	
	⑥	不明	
	⑦	不明	
	⑧	不明	
	⑨	不明	
	⑩	不明	
	⑪	271-8045	
	⑫	281-19731	
	⑬	不明	
	⑭	不明	
2	⑮	271-9628	玉野市田井三丁目地内（潮入川南部）
	⑯	不明	
	⑰	不明	
	⑱	不明	
	⑲	不明	
	⑳	不明	
	㉑	不明	

<対象物の位置を表示する図面（玉野市田井三丁目地内 潮入川北部内）>



<対象物の位置を表示する図面（玉野市田井三丁目地内 潮入川南部内）>



< 対象物（玉野市田井三丁目地内 潮入川内） >

・ 図面番号 1-①



・ 図面番号 1-②



・ 図面番号 1-③



・ 図面番号 1-④



・ 図面番号 1-⑤



・ 図面番号 1-⑥（写真手前）



< 対象物（玉野市田井三丁目地内 潮入川内） >

・ 図面番号 **1**－⑦（写真中央）



・ 図面番号 **1**－⑧（写真中央）



・ 図面番号 **1**－⑨（写真中央）



・ 図面番号 **1**－⑩（写真中央）



・ 図面番号 **1**－⑪（写真中央）



・ 図面番号 **1**－⑫、⑬（写真中央上下）



< 対象物（玉野市田井三丁目地内 潮入川内） >

・ 図面番号 1-14



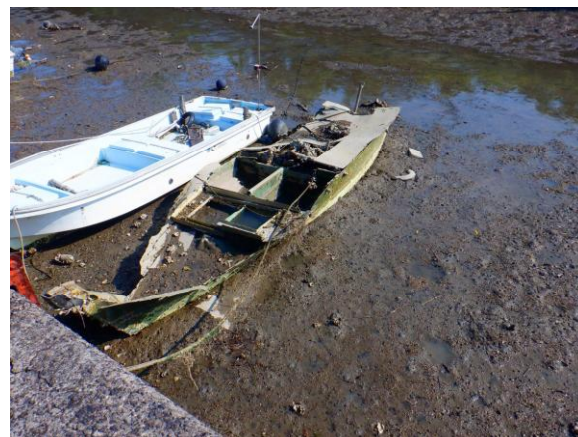
・ 図面番号 2-15



・ 図面番号 2-16



・ 図面番号 2-17（写真手前）



・ 図面番号 2-18



・ 図面番号 2-19



< 対象物（玉野市田井三丁目地内 潮入川内） >

・ 図面番号 2-20



・ 図面番号 2-21 (写真中央)



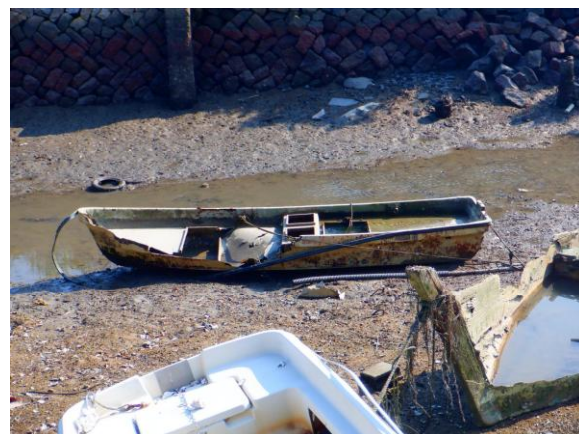
・ 図面番号 2-22 (写真中央)



・ 図面番号 2-23



・ 図面番号 2-24



・ 図面番号 2-25 (写真中央)



< 対象物（玉野市田井三丁目地内 潮入川内） >

・ 図面番号 2-26 (写真中央)



・ 図面番号 2-27



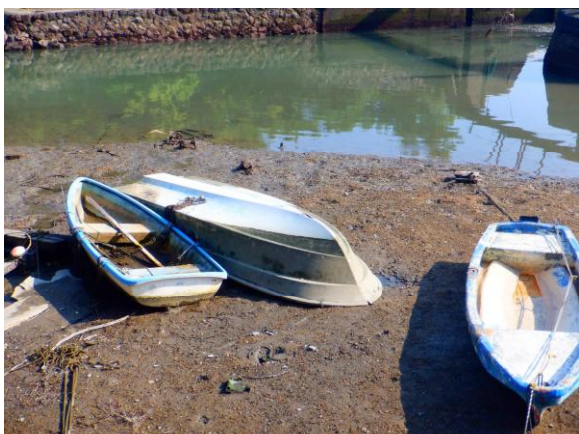
・ 図面番号 2-28 (写真中央)



・ 図面番号 2-29 (写真中央)



・ 図面番号 2-30 (写真中央)



・ 図面番号 2-31 (写真中央)

